

報告事項 8

中学校給食の件について

中学校給食の実施状況について、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 3 月 8 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

中学校給食について

1. 全 82 校での給食実施について

中学校給食については、昨年 11 月より北区の一部学校で再開・開始し、本年 1 月から 2 月かけて順次実施し、2 月 21 日に全 82 校実施となった。

喫食率（申込率）は学年毎にバラつきはあるが、平成 29 年 3 月の喫食率（申込率）は、33.2%となっている。

【平成 28 年度の喫食率推移】

H28.4	H28.11	H29.1	H29.2	H29.3
45.5%	37.5%	36.9%	33.4%	33.2%
20 校	11/21 より 24 校	1/18 より 36 校	2/21 より 全 82 校	

(内訳)
1 年生 45.7%
2 年生 33.9%
3 年生 20.2%

2. 神戸市中学校給食等の提供に関する相互協定について

神戸市と神戸市中学校給食提事業者（調理委託等事業者）は各事業者が所管する中学校の給食を提供できなくなった場合について、相互に事業を支援するため『中学校給食等の提供に関する相互協定』を締結した。

【参考：神戸市中学校給食提供事業者（担当校数）】

株式会社 コープフーズ（20 校）

株式会社 万福（47 校）

サンケータリング 株式会社（4 校）

株式会社 グルメサービス（11 校）

3. その他

2 月 27 日 中学校給食調理等業務委託事業者連絡会

3 月 13 日 中学校給食献立作成委員会

3 月 23 日 第 2 回中学校給食運営会議

神戸市中学校給食等の提供に関する相互協定書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市中学校給食提供事業者（以下「乙」という。）は、中学校給食の円滑な実施に努めるにあたり、各事業者が所管する中学校の給食を提供できない場合について、相互に事業を支援するため本協定を締結する。

（支援事項）

第1条 乙の各事業者は、甲の要請に応じ、次に掲げる場合において、給食を調達する必要があるときは、乙の各社に対し、神戸市中学校給食調理等業務委託仕様書（または神戸市中学校給食調理等業務に係る委託契約書）に基づき、その調達・製造が可能な範囲内で支援を要請することができる。

（支援の内容）

第2条 甲が乙に支援を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）中学校給食（神戸市中学校給食調理等委託仕様書に基づくもの）の提供
- （2）中学校給食に準ずる弁当の提供

2 前項に掲げる事項を推進するため、甲と乙は協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の期間が満了する日から1ヵ月前までに、甲または乙から書面による特段の申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（支援経費の負担）

第4条 支援に要した経費は、原則、甲の負担とし、甲乙合意のうえ決定する。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合には甲乙協議のうえ決定する。

平成29年2月27日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久 元 喜 造

乙 兵庫県加古郡稲美町六分一1362-5
株式会社 コープフーズ
代表取締役社長 今 井 一 人

大阪市東住吉区杭全7丁目1番6号
株式会社 万福
代表取締役社長 鳩 山 誠 志

兵庫県姫路市宮西町3丁目6番地
サンケータリング株式会社
代表取締役社長 有 川 裕 之

兵庫県加古川市野口町長砂799
株式会社 グルメサービス
代表取締役社長 西 川 廣